

経済産業大臣 梶山 弘志 様

福島第一原子力発電所における処理水の
処分に係る申し入れについて

令和3年4月15日

福島県知事 内堀 雅雄

本県では、原発事故前の暮らしを一步一步取り戻しつつある中、福島第一原子力発電所の処理水の取扱いによって、新たな風評が生じるのではないかという懸念と、復興の実現に向け、廃炉作業を安全かつ着実に進めなければならないという大きなジレンマを抱えている。

今般、「福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する基本方針」が決定されたが、国においては、本県の実情を十分に理解の上、処理水の処分によって、これまで県民が積み重ねてきた風評払拭の努力を後退させることのないよう、国が前面に立ち、関係省庁が一体となって万全な対策を講じるよう、次のとおり申し入れる。

1 関係者に対する説明と理解

処理水の取扱いに関する理解が深まるよう、国の基本方針等について、農林水産業や観光業の関係者を始め、県内の自治体等に対し、丁寧な説明を行うこと。

2 浄化処理の確実な実施

浄化処理を確実に実施するとともに、第三者機関による比較測定等を行い、処理過程の透明性を高めるよう取り組むこと。

また、地元関係者などの立ち会いのもと環境モニタリングを実施するとともに、処分設備に異常が生じた場合の緊急停止措置などの安全対策を講じること。

併せて、処理水の元となる汚染水の発生量を、これまで以上に抑制する対策を講じること。

3 正確な情報発信

トリチウムに関する科学的な性質や、国内外におけるトリチウムの処分状況、環境モニタリング結果など、正確な情報を広く国内外に伝え、本県の状況が正しく理解されるよう取り組むこと。

4 万全な風評対策と将来に向けた事業者支援

新たな風評を発生させないという強い決意のもと、厳しい環境に置かれている水産業を始め、県内の農林業や観光業などに対する、万全な風評対策を講じること。特に、処理水の取扱いは長期に及ぶことから、水揚げされた水産物が全量、適正な価格で取引されるなど、事業者が将来にわたって、安心して事業を営むことができるような仕組みを、国において構築すること。

また、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し確実な賠償を行うよう指導するなど、国が責任を持って対応すること。

5 処理技術の継続的な検討

国においてトリチウムの分離技術を研究開発する機関を明確に位置づけ、引き続き、新たな技術動向の調査や研究開発を推進し、実用化できる処理技術が確認された場合には、柔軟に対応すること。

最後に、東京電力による相次ぐ不祥事やトラブルに、多くの県民が不安を感じている。廃炉・汚染水対策は、長期間にわたる取組が必要であり、県民や国民の理解が極めて重要である。

国におかれては、東京電力の管理体制について、県民目線に立った抜本的な改革が図られるよう、強く指導、監督していただきたい。